

令和7年度

社内安全教育の実施に対する支援における
補助対象コンサルティングの
認定要領

令和7年5月22日

目 次

1. 目的	1
2. 申請者の要件	1
3. 事故防止コンサルティングの認定基準	1
4. 告知	2
5. 申請方法	2
6. 申請期間	2
7. 申請に必要な書類	2
8. 申請先	3
9. 申請に関する問い合わせ先	3
10. 申請にあたっての注意事項	3
11. 申請書類の審査	3
12. 認定の通知	3
13. 認定結果に係るホームページへの掲載	3
14. 認定結果の有効期間	4
15. 認定廃止の届出	4
16. 認定の取消し	4
17. 要領の改訂	4
附則	4

1. 目的

この認定要領は、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱（昭和 55 年 9 月 12 日自保第 151 号）別表「補助対象事業者等 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）」に掲げるもののうち、「社内安全教育の実施に対する支援」に係る事故防止コンサルティング（以下「事故防止コンサルティング」という。）を国土交通大臣が認定する要件及びその他認定に必要な手続き等を定めることを目的とする。

2. 申請者の要件

申請者は、自動車運送事業者を含めた事業者等を対象とするコンサルティングの事業を営む者であって、事業用自動車の事故防止に資するコンサルティングの実績を複数有し、「3. 補助対象となるコンサルティングの認定基準」に適合するコンサルティングの事業が実施できる組織と当該事業を継続的に安定して遂行するための経理的基礎を有していること。

また、申請者は、当該事業を適切に遂行できる能力を有する者を 2 名以上雇用していること。

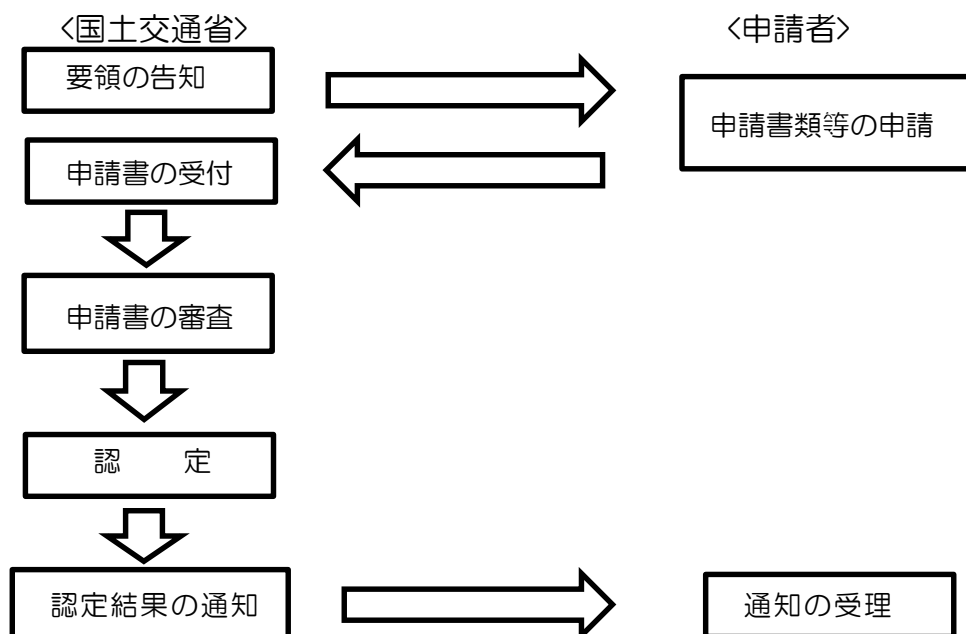
3. 事故防止コンサルティングの認定基準

- ① 事故防止コンサルティングの内容は、法令に拠るものとは別に自動車運送事業者が率先して、事業用自動車の事故防止に取り組むためのものであり、コンサルティングを受講する自動車運送事業者の事故発生状況等の分析、分析を踏まえた事故防止対策の提案及び実施したコンサルティングの効果の検証を含む内容であり、コンサルティング事業の結果の報告書を作成すること。
- ② 事故防止コンサルティングの期間は、当該コンサルティングを適正に実施するために通常必要であると認められる日数であるとともに、その実施時期（コンサルティングの開始から終了まで）が補助金の給付を受ける年度内に計画されていること。
- ③ 事故防止コンサルティングの経費は、申請者がコンサルティングの事業を運営するために必要な範囲内で合理的に算出された額であり、かつ、他の同様のコンサルティングに係る受講費用の水準等からみて当該額が適正な額であること。

4. 告知

国土交通省ホームページを通じてコンサルティングの申請に関する告知を行う。

(要領の告知から通知の受理にいたるまでのフローチャート)



5. 申請方法

申請者は、6. から8. に基づき、申請書を郵送又は直接持ち込む方法により申請。
(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)

6. 申請期間

令和7年5月26日（月）から令和7年6月6日（金）当日消印有効
なお、持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時までの間とする。
(ただし、12時から13時の間を除く。)

7. 申請に必要な書類

- (1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地、代表者の氏名及び事業用自動車の事故防止に資するコンサルティング業務に係る実績（別添1）
- (2) コンサルティング指導者の選任に関する事項を記載した書類及びコンサルティング指導者の氏名、生年月日、所属部署、経歴及び保有資格（運行管理者資格者証等）等を記載した名簿（別添2）
- (3) 認定を希望するコンサルティングの内容等を記載した書類（別添3）
- (4) コンサルティングの見積書類
- (5) 申請者が法人の場合にあっては、登記簿謄本及び定款又はこれに相当する法人の根本規則が明らかとなる書類及び登録事項証明書
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日に属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立年における財産目録を、

貸借対照表等の作成基準日の都合により前事業年度の提出が間に合わない法人にあっては前々年度のものを提出)

(7) 当該コンサルティングのパンフレットやホームページのコピーなど、当該コンサルティングを広く自動車運送事業者に公開していることがわかる資料

(8) その他参考となる事項を記載した書類

※留意点

(3) について、必要に応じてコンサルティングの詳細な内容がわかる書類を添付すること。

(4) について、様式は自由とする。なお、1つの営業所が受講する場合のものを申請すること。

8. 申請先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館8階

国土交通省物流・自動車局安全政策課 補助金係あて

※申請に必要な書類は封筒に入れ、宛名面に「社内安全教育（コンサルティング）の実施に係る申請書在中」と明記。

9. 申請に関する問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局安全政策課 担当：上原、角田

電話03-5253-8111（内線41623、41624）

※受付時間：平日の10時～17時（ただし、12時から13時の間を除く）

10. 申請に当たっての注意事項

(1) 申請された申請書の記載内容等は、国土交通省が認めた場合を除き、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、申請された申請書類の返却は行わない。

(2) 申請に係る一切の費用は、申請者の負担とする。

(3) 必要に応じて、国土交通省から追加資料の提出や説明を求めることがある。

11. 申請書類の審査

国土交通省は、申請書類をもとに、申請されたコンサルティングの内容が3.の基準に適合しているか審査し、事故防止コンサルティングを認定する。

12. 認定結果の通知

国土交通省は、審査の結果を「認定結果通知書」（別添4）により申請者へ通知する。なお、申請者は当該結果に対して異議を申し立てることができない。

13. 認定結果に係るホームページへの掲載

認定した事故防止コンサルティングは、以下の項目を国土交通省のホームページに掲載する。

- ・実施者の氏名又は名称
- ・コンサルティングメニューの名称
- ・コンサルティングメニューの概要が掲載されたホームページの URL
- ・その他特記事項

なお、必要に応じ内容の追加、変更あるいは削除を行うことがある。

1 4. 認定結果の有効期間

認定結果の有効期間は、認定した日の属する会計年度の末日までとする。

但し、本要領に定める認定基準に適合しなくなった場合は、会計年度の途中であっても認定を取消すことがある。

1 5. 認定廃止の届出

認定を受けた者は、事故防止コンサルティングを遂行することが困難になった場合等、事故防止コンサルティングの認定廃止を行おうとするときは、速やかに「認定廃止届出書」（別添5）を8. の申請先に届け出なければならない。

国土交通省は、「認定廃止届出書」を受理後、速やかに認定廃止の対象となるコンサルティングを国土交通省のホームページから削除する。

1 6. 認定の取消し

国土交通省は、認定を受けた者の虚偽の申請、事故防止コンサルティングの誇大広告、または認定結果の不正使用等の行為を確認した場合は、事故防止コンサルティングの認定を取り消すことがある。また、事故防止コンサルティングを取り消した場合は、その旨を速やかに認定を受けた者に通知する。

1 7. 要領の改訂

本要領は、必要に応じ改訂を行うことがある。改訂を行った場合には、速やかに国土交通省のホームページに掲載する。

附則

本要領は、令和7年5月22日より適用する。